



高齢者の予防接種

開庁時間／平日8:30～17:00

問い合わせ・相談 ☎0940-43-8115

下記の予防接種について、対象となる方は接種費用の一部公費助成を受けられます。
高齢者の予防接種に接種義務はありません。予防接種を受ける人が希望する場合に限り行います。

高齢者肺炎球菌予防接種 対象者65歳の人(接種日時点)

- ・令和6年度から65歳の人のみが対象となりました。
- ・高齢者肺炎球菌の予防接種は、生涯に1回の助成です。また、今までに23価の肺炎球菌ワクチンを接種した人(自費での接種を含む)は助成の対象になりません。
- ・市民税非課税世帯の人、生活保護世帯の人は接種費用が免除されます。
(接種当日に必ず下記の証明書類をご持参ください)

高齢者インフルエンザ予防接種 対象者65歳以上の人(接種日時点)

- ・助成の対象となる接種期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日(予定)
- ・接種回数は毎年度1回です。
- ・市民税非課税世帯の人、生活保護世帯の人は接種費用が全額免除されます。
(接種当日に必ず下記の証明書類をご持参ください)

● 共通事項 ●

60歳以上64歳までで、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で身体障害者手帳1級相当の人は、両方の接種ができます。
※接種時に、身体障害者手帳の提示が必要です。

接種までの流れ

福津市、宗像市、福岡県医師会加入の各医療機関に事前にお電話で予約の上、本人確認用の健康保険証などを持参して接種を受けてください。福津市、宗像市以外の医療機関や医師会未加入医療機関での接種を希望する人は、手続きが必要な場合がありますので、必ず事前にご連絡ください。

接種費用の免除について ※費用免除の証明類は、必ず接種時に必要です。

対象者のうち、下表の要件に該当する人は、接種時に証明書類(①～④のいずれかひとつ)を持参することにより、接種費用が全額免除されます。(接種後に提示された証明書は払戻しの対象にはなりません。)

免除要件	証明書類
市民税非課税世帯の人 (世帯全員が市民税を課税されていないこと)	①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(白色) ②介護保険負担限度額認定証 ③非課税証明書(高齢者肺炎球菌予防接種用またはインフルエンザ予防接種用) 交付窓口(交付無料) <ul style="list-style-type: none"> ● 税務課(市役所本館9番窓口) ● 市民課市民総合サービス係(津屋崎行政センター)
生活保護世帯の人	④「診療依頼書」又は「保護受給証明書」



注意

- 非課税証明書について、高齢者肺炎球菌予防接種と高齢者インフルエンザ予防接種の両方が対象の人が同日に接種を受ける場合にも、それぞれの非課税証明書(合計2枚)が必要です。
- 福津市への転入時期によっては、転入前の自治体で非課税証明書の交付を受けることが必要です。
- 対象者とならない人が接種をする場合には助成はありません。